

インターネット消費者取引連絡会（第2回）議事要旨

1. 日時：平成23年9月28日（水） 15時～17時
2. 場所：消費者庁 61会議室
3. 出席者：別紙参照
4. 議題：
 - (1) 発表
 - (2) 意見交換
 - (3) その他
5. 議事概要：
 - (1) について
 - ・ 日本アフィリエイト交流振興会・笠井代表から「日本アフィリエイト交流振興会（資料1）」について説明。
 - ・ ECネットワーク・沢田理事から「出会い系サイトのトラブルと対応について（資料2）」について説明。
 - ・ 東京都・金子課長から「出会い系サイトに関する相談事例（資料3）」について説明。
 - ・ 警察庁・牧田係長から「警察庁の取組（資料4-1）、（資料4-2）」について説明。
 - ・ 総務省・岡井補佐、久保田補佐から「電気通信事業法及び特定電子メール法等について（資料5）」について説明。
 - ・ 消費者庁・松元政策調査員から「消費者庁の取組（資料6）」について説明。
 - ・ 名古屋第一法律事務所・小田弁護士から「出会い系サイト被害の実情について（資料7-1）、（資料7-2）、（資料7-3）、（資料7-4）、（資料7-5）、（資料7-6）」について説明。
 - (2) について
メンバーからの発表を踏まえ、意見交換。主な意見は以下の通り。

出会い系について

- ・ 消費生活センターなどから連絡があった際に出会い系サイト規制法に基づく届出の確認を行い、無届業者と確認できれば、その罰則に基づき検挙につながられるのではないかと。
- ・ 出会い系サイトの規約によって「本サイトはフィクションである」と記載されているものであっても詐欺と言えるのか。
- ・ サイト内に「サイト内の接触はフィクションである」と書かれている出会い系サイトが多いが、サイト全体で、女性に出会えることが事実であるかのように装ってあれば、詐欺と言えるのではないかと。

- ・ 出会うことを前提にしている人で被害額が高額になるケースはあまりない。むしろ、芸能人の相談にのってほしいといったものや、一緒に遺産の分配をしてほしいといったものが、被害額が大きくなることが多い。
- ・ 出会い系サイトのトラブルは消費者トラブルとして捕らえるよりも、詐欺事件としてみる必要があるのではないか。何故立件できないのか、何が障害となるのかを知りたい。
- ・ 現金で振り込んだ場合はサイト運営者と交渉をしても、「消費者自身が使用しているではないか」と言われる。被害額が高額な場合は、警察も動くが、少額の場合は難しいのが実情。
- ・ 出会い系サイト運営者が明らかに詐欺であるという証拠を見つけるのが困難な場合でも、他の法律に違反をしている場合もあるので、警察への情報提供を行うといった各省庁間での連携ができるのではないか。個人情報保護法違反もあるが、主務大臣はどこか。
- ・ 相談現場では、被害金額の大小のみならず、サイト運営者が悪質かどうかで判断しており、少額では3000円の被害に関する返金交渉を行ったことがある。
- ・ 出会い系サイトは一大産業となっており、非常に問題ではないか。
- ・ 出会い系サイトの問題解決にはいくつか課題ある。被害者から証言の協力を得られない場合や、業者の居場所や、電話番号もすぐに変わるので、業者の特定が困難な場合もある。また、特商法により、電気通信事業者側に情報提供を求めることがあるが、義務でないため、断られる場合もある。その他、特商法に触れるような表示のサイトは減ってきている。

その他、類似のサービスについて

- ・ 金を稼ぐタイプの出会い系サイトも最近増えてきており、メールするよりも、ツイッター、フェイスブック、ブログ、ロコミサイトなどを使った書き込みにより勧誘するものが目立つ。
- ・ 迷惑メールに関する相談も依然として多い。そのうちの7割が出会い系に関するもの。迷惑メールの規制はしっかりやってもらいたい。
- ・ 被害者が加害者になるケースも増えてきている。責任を負わず、自由さばかり求める傾向がインターネット利用者にある。一度被害にあった人が、被害額を回収するためにロコミサイト、アフィリエイト、ドロップ SHIPPINGなどに手を染めるケースも見られる。
- ・ アダルト画像の閲覧に関する相談は平成22年度から増えている。ほとんどが、請求画面が貼り付いて消えないというもの。実際に画面を消すために支払う消費者もいると思われる。出会い系サイト運営者が組織的にアダルトサイトの運営も行っているのではないか。
- ・ ワンクリック詐欺的に請求画面が貼り付いて消えないという相談が寄せられる。最近では、請求に対しての支払いをクレジットカードで行えるものがある。「消えない請求画面を消します」という業者もいる。従来、ワンクリック詐欺は応じず放置するという対応で済んでいたが、最近ではそれ以上の対応が必要となっている。
- ・ 最近の相談の傾向として、架空請求に関する相談は減ってきているが、一方でアダルトサイトの相談が増えており、請求画面が消えないという相談が多くを占める。

- ・ 請求画面が貼りつくという相談は今年に入り再び増えた。聞いたことのない決済代行業者が介在しているものもある。最近では、1回目にサイトを開いたときには、有料表示がないが、次にサイトを開くと有料表示のあるページになるといったように、事業者の手口も巧妙になっている。

(以 上)

第2回インターネット消費者取引連絡会出席者一覧（敬称略）

○消費者庁

かわかみ いちろう 川上 一郎	消費者政策課 消費者事故対策室長
みずま あきら 水間 玲	消費者政策課 政策企画専門官
まつもと やすひろ 松元 泰裕	消費者政策課 政策調査員

○関係行政機関（国・地方）

まきた こうじ 牧田 幸二	警察庁 生活安全局 情報技術犯罪対策課 係長
おかい はやと 岡井 隼人	総務省 総合通信基盤局 消費者行政課 課長補佐
くぼた まさとし 久保田 昌利	総務省 総合通信基盤局 消費者行政課 課長補佐
たけだ みまき 竹田 御眞木	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 課長補佐
まつした ひろこ 松下 裕子	東京都 生活文化局 消費生活部 取引指導課長
うるしばら とみみ 漆原 智美	東京都 生活文化局 消費生活部 取引指導課 指導計画係長（課長補佐）

○事業者団体

まんば とおる 万場 徹	社団法人 日本通信販売協会 理事 事務局長
やしろ しゅういち 八代 修一	社団法人 日本通信販売協会 消費者相談室長
たかの あつのぶ 高野 敦伸	一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム 事務局次長
かさい ほうと 笠井 北斗	日本アフィリエイト交流振興会 代表
すずき たまよ 鈴木 珠世	日本アフィリエイト交流振興会

○消費者相談関係団体等

さわだ としこ 沢田 登志子	一般社団法人 ECネットワーク 理事
はらだ ゆり 原田 由里	一般社団法人 ECネットワーク 理事
かねこ しゅんいち 金子 俊一	東京都消費生活総合センター相談課長
やすおか まみこ 安岡 満美子	東京都消費生活総合センター相談課消費生活相談員

○オブザーバー

こが ゆか 古閑 由佳	ヤフー株式会社 法務本部長 兼 政策企画室 マネジャー
かたおか やすこ 片岡 康子	楽天株式会社 広報渉外室渉外課 兼 ECBU ブランド維持活動グループ マネージャー
もり りょうじ 森 亮二	弁護士法人 英知法律事務所
おだ のりはる 小田 典晴	名古屋第一法律事務所